

## たんぎんカード規定（個人のお客さま用）

（令和3年7月1日現在）

### 1.（この規定の取引にかかる契約の成立）

当行は、お客さまからこの規定の取引にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとします。

### 2.（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した「たんぎんキャッシュカード」、貯蓄預金について発行した「たんぎん貯蓄預金カード」および当座預金について発行した「たんぎん当座預金カード」（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座（当座勘定については当座勘定口座、以下同じです。）について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入業務提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金、当座勘定（以下これらを「預金」といいます。）に預入れる場合
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」といい、「預入業務提携先」と「支払業務提携先」を合わせて「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金を払戻す場合（当座貸越の利用による払戻しを含みます。以下同じです。）。
- (3) 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当行が定めた取引を行う場合

### 3.（預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金を預入れるときは、預金機の操作手順に従って預金機にカード（当座勘定はカードのみ）または通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当座勘定については、預入れできる時限は預金機の稼働時間にかかわらず平日の午後3時までとします。（土・日曜日、祝日は取扱えません。）

### 4.（支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは必要ありません。

- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻しは、当行所定の金額、または当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と後記5.の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。
- (4) 当座勘定については、同一日に支払機による出金および数通の小切手、手形等の支払いをする場合にその合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

#### 5.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の操作手順に従って振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは必要ありません。

#### 6.（自動機利用手数料等）

- (1) 当行および提携先の預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行および提携先の所定の預金機・支払機・振込機利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 前記(1)の自動機利用手数料は、預金の預入れ時、払戻し時に通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しなしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

#### 7.（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- (1) 代理人（配偶者および預金者と生計をともにする親族のうちいずれか1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込をする場合は、預金者から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの使用についてもこの規定を適用します。ただし、当座貸越にかかる払戻しはできません。

#### 8.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内（午前9時より午後3時。以下同じです。）に限り、当行本支店の窓口で通帳（当座勘定は入金帳）により預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより

預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

- (3) 前記(2)による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、金額、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、ご本人のご確認のため、必要に応じて運転免許証等身元確認書類の呈示を求められることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、前二項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

当座勘定以外でカードにより預入れた金額、払戻した金額および自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機および振込機で使用されたとき、または当行本支店の窓口に出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

#### 10. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。なお、暗証番号の変更は、本人からの書面による届出または当行の支払機を利用して随時行うことができます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

#### 11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- (ア) 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
- (イ) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- (ウ) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

### 13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号、カードによる1日あたりの利用限度額その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

### 14. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

### 15. (預金機・支払機・振込機への操作等)

当行の預金機・支払機および振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行お

よび提携先の責任についても同様とします。

#### 16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第17条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」、「当座勘定規定」、「当座勘定貸越約定書」、「振込規定」、「たんぎんバンクカード Visa 会員規定」、「デビットカード取引規定」、「たんぎんカードローン当座貸越契約書」、「たんぎんカードローンらくらくプラン（らくらくプランプレミアムを含む）当座貸越契約書」、「たんぎんカードローン MyLife 30 当座貸越契約書」、「たんぎんカードローンステップアップ当座貸越契約書」、「たんぎんカードローンスピードポケット（スピードポケットプラスを含む）当座貸越契約書」、「たんぎんカードローンオーナーズポケット（オーナーズポケットプラスを含む）当座貸越契約書」、「たんぎんカードローン STORK 当座貸越契約書」、「たんぎん ATM カードローン取引規定」、「但馬銀行カードローン当座貸越契約書（取引規定）」および「たんぎんセカンドライフ応援カードローン当座貸越契約書」により取扱います。

#### 19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上